

1. 業務概要

- (1) 業務名：2020-2022 年度課題別研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進(C)」
コース研修委託業務
- (2) 業務場所：JICA 中国（広島県東広島市鏡山 3-3-1）
- (3) 業務内容：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 業務期間：2020 年度から 2022 年度まで毎年度 1 回（計 3 回）（予定）
2020 年度コースの期間は次のとおり。なお 2021 年度以降の期間については
後日決定する。
本邦プログラム期間：2020 年 8 月 17 日～2020 年 9 月 26 日
（内、技術研修期間：2020 年 8 月 19 日～2020 年 9 月 25 日）
- (5) 契約履行期間（予定）：2020 年 8 月 1 日～2020 年 12 月 31 日
（事前準備・事後整理期間を含む。）

2. 業務受託上の条件

本研修委託業務契約は、2020 年度～2022 年度までに実施する計 3 回の研修コース全体を対象とする。しかしながら契約については、年度毎に分割して締結し、毎年 8 月頃から 12 月頃まで（予定）を契約履行期間とする。なお、（各契約における条件は同一のものとするが、）金額や数量、研修内容の変更等が必要となった場合は、発注者・受注者で契約条件の変更について協議し決定する。

3. 競争参加資格

この企画競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。なお、共同企業体を形成して競争に参加しようとする場合は、共同企業体の代表者及び構成員全員が、競争参加資格を有する必要があります。具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公示日において平成 31・32・33 年度全省庁統一資格若しくは令和 01・02・03 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。
- (3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ア. プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- イ. 資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ウ. 資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該相手方との契約手続きを進めます。
- エ. 契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

(4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

- ア. 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応募者又は応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）

又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

4. 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記3.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

提出書類について：各種フォーマットは下記（参考）にある URL から入手ください。

（1）上記3.（1）に該当する全省庁統一資格者である者

1) 競争参加資格確認申請書

注：情報シートの提出は不要です。フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 中国センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

2) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）

（2）全省庁統一資格者でない者で、当機構による競争参加資格簡易審査を受けている者

1) 競争参加資格確認申請書

注：情報シートの提出は不要です。フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 中国センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

2) 当機構競争参加資格簡易審査結果通知書（写）

（3）全省庁統一資格者でないもので、当機構による競争参加資格簡易審査を受けていない者

1) 競争参加資格確認申請書

注：情報シートの提出は不要です。フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 中国センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

2) 登記事項証明書（写）（発行日から3ヵ月以内のもの）

法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」。

3) 財務諸表（写）（決算が確定した直近1ヵ年分のもの。法人名、決算期間が記載されていること）

貸借対照表、損益計算書を含む、法人名および決算期間が記載されているもの。

設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要。

4) 納税証明書（その3の3）（写）（発行日から3ヵ月以内のもの）

なお、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で利用することはない。また、一旦提出された申請書等は返却しない。

（参考）競争参加資格確認申請書

- 競争参加資格確認申請書フォーマット

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

5. プロポーザル方式による選定手続き

契約相手方の選定については、契約担当役が競争参加者資格確認を通知した者からプロポーザルの提出を受け、その審査結果を基に契約交渉順位を決定し、選定する。

（1）競争参加資格確認申請書

提出期限 : 2020年3月17日（火）

（郵送の場合は当日必着、持参の場合は当日午後4時まで。なお、受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時≪午後0時30分から午後1時30分を除く≫）

提出部数 : 正 1 部

提出場所 : JICA 中国 研修業務課

（2）今後の選定スケジュール（予定）

1) 競争参加資格確認結果の通知 : 2020年3月19日（木）

2) 業務指示書交付 : 2020年3月19日（木）（電子データで配布します。同日に電子データが届かない場合は、下記担当者連絡先までお知らせください。）

3) 業務指示書に係る質問

① 質問期間 : 2020年3月19日（木）～2020年3月27日（金）午後4時

② 提出先 : 下記（8）連絡先参照

③ 提出方法 : 下記リンク上の質問書（「プロポーザル方式(国内向け物品・役務等)」様式 質問書）に質問事項を記入の上、メールまたは FAX にてご連絡下さい。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

④ 質問に対する回答 : 2020年4月1日（水）までに応募者全員に回答します。

⑤ 公正性、公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は原則として

お断りしています。ご了承ください。

4) プロポーザル提出期限及び場所

① 提出期限：2020年4月15日（水）

（郵送の場合は当日必着、持参の場合は当日午後4時まで。なお、受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時≪午後0時30分から午後1時30分を除く≫）

② 提出場所：JICA 中国 研修業務課

(3) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき。
- 2) 提出されたプロポーザルに記名押印がないとき。
- 3) 同一法人等から2種類以上のプロポーザルが提出されたとき。
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務総括者等人員の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき。
- 6) 機構が定める「契約競争参加資格者指名停止等措置細則」（平成16年細則（調）第18号）に基づく指名停止を受けている期間中である法人等からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても審査結果の通知前に指名停止を受けたものを含みます。）
- 7) 前号に掲げるほか、本指示書又は独立行政法人国際協力機構会計関連規程に違反したとき

(4) プロポーザルの評価及び契約交渉順位の決定方法

1) プロポーザルの評価基準

本件業務では、法人としての経験能力等、研修委託業務の実施方針等、業務総括者の経験・能力等からプロポーザルの評価を行います。プロポーザルの評価の結果、プロポーザルを提出した法人等の評点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、プロポーザルと共に提出される見積価格とその算出根拠を加味して交渉順位を決定します。

2) 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価の上、交渉順位については、2020年4月27日（月）までに、プロポーザルを提出した全者に対し通知します（予定）。

(5) 契約交渉

- 1) プロポーザル評価結果に基づき契約交渉順位 1 位の法人等から契約交渉を行います。
- 2) 契約交渉の場所および日程については評価結果とあわせて通知します。
- 3) 契約交渉に当たっては、当方が提示する本指示書および提案いただいた内容に基づき、最終的な委託業務内容を協議します。
- 4) 当機構として契約金額（単価）の妥当性を確認するため、見積書金額の詳細内容や具体的な根拠資料を提供いただき、各業務に係る経費を精査します。

(6) 最終見積書の提出、契約書作成および締結

- 1) 上記（5）により合意に至ったものは、速やかに合意された金額の最終見積書を提出するものとします。
- 2) 別添「研修委託業務概要」及び下記サイトに掲載の各種様式を参照し、速やかに契約書を作成し締結するものとします。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html
- 3) 契約金額については、見積金額の内訳等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

(7) プロポーザルの取扱いについて

- 1) JICA 中国が業務指示書配布時に貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、他の目的のために転用等使用しないで下さい。
- 2) プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- 3) プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位決定、契約交渉および契約締結後の契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、法令等に従い他機関に提供することがあります。
- 4) 不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、プロポーザルを提出した法人等の要望があれば返却しますので、返却を希望する場合は、選定結果通知後 2 週間以内にお申し出ください。

(8) 担当者連絡先

〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3-3-1
JICA 中国 研修業務課 担当者：鈴木 智博
TEL 082-421-6310
FAX 082-420-8082
E-mail suzuki.tomohiro@jica.go.jp

6. 競争参加資格がないと認められた者およびプロポーザルの審査の結果不合格の通知を受けた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者またはプロポーザルの審査の結果不合格の通知を受けた者は、当機構に対してその理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

1) 競争参加資格がないと認められた者：

2020年4月3日（金）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）。最終日は正午期限ですのでご注意ください。

2) プロポーザルの審査の結果不合格の通知を受けた者：

2020年5月7日（木）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）。最終日は正午期限ですのでご注意ください。

3) 提出場所：上記5（8）参照

4) 提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参、または郵送

(2) 当機構は、説明を求めた者に対し、面談形式（または書面）により、回答します。

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 共同企業体の結成：認める。

(5) 委託業務の詳細は研修委託業務概要（別添）によることとする。

(6) 契約経費：当機構が定める研修実施経費基準に基づき、研修委託にかかる諸経費（業務人件費、管理費）、その他研修実施に必要な直接経費（講師謝金、資機材費等）を支払う。

(7) 見積書作成にあたっては、業務指示書および国際協力機構ホームページの「研修委託契約における見積書作成マニュアル」を参考にすること。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

(8) 国際協力機構の契約競争関連規程は、国際協力機構ホームページの「調達情報」（アドレス <https://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中。

(注) 情報の公開について

公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」（下記リンク）のとおり、機構の契約に関する情報を機構ウェブサイトで公表いたします。

なお、本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

（イ）公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

- i) 当機構の行為を秘密にする必要があるとき
- ii) 予定価格が次の基準額を超えない契約
 - ii-① 工事又は製造の請負の場合、250万円
 - ii-② 財産の買入れの場合、160万円
 - ii-③ 物件の借入れの場合、80万円
 - ii-④ 上記以外の場合、100万円
- iii) 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

（ロ）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等（※）として再就職していること。

※役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

（ハ）公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- i) 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構に

おける最終職名

- ii) 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高
- iii) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
- iv) 一者応札又は応募である場合はその旨

(二) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内

(ホ) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

以上

2020-2022 年度課題別研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進（C）」コース 研修委託業務概要

1. コース概要

(1) 研修コース名：課題別研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進（C）」コース

(2) 本邦受入期間：

(2020 年度) 2020 年 8 月 17 日（月）～ 2020 年 9 月 26 日（土）予定

(3) 研修の背景：

パリ協定により、先進国のみならず成長が著しい開発途上国においても、社会経済の大幅な低炭素化が大きな開発アジェンダとなっている。国際エネルギー機関（IEA）による向こう約 20 年間のエネルギー見通しが示すとおり、今後世界における温室効果ガス排出量増加分の大部分は開発途上国から排出される見込みである。

経済発展に伴いエネルギー消費量が増大するこれらの国・地域において、成長を妨げることなく、低炭素化～長期的には脱炭素化～に向けた世界的な要求に対処していくため、再生可能エネルギーの導入と併せて、エネルギー利用効率の向上をこれまで以上に強力に推進していくことが求められている。本研修は、(A) (B) (C) の 3 コースに分類されるが、2020 年度から 3 年度にわたり、継続実施することとなったため、研修効果の向上を目的として、2020 年度以降の本研修の実施方針が整理され、使用言語による分類ではなく①研修参加者の属性（エンジニア⇔非エンジニア）②参加国のエネルギー消費セクター（産業・運輸・民生）の 2 点掛け合わせの観点から分類が行われた。さらに、研修員がどのコースに分類されても一定の内容を習得できるよう、全コースの共通部分（コアカリキュラム）を研修内容の 3 分の 2 占めるように留意し、残りの部分はセクター別のテーマに特化し、実施することとした。

本コース（C）は産業・民生・交通の 3 セクターの省エネ政策・技術について学んだ上で、政策立案を行うものである。

(4) 使用言語：英語

通訳が必要な場合には、JICA が配置する研修監理員がこれを行う。

(5) 定員（予定）：8 名（応募状況・選考過程により増減あり）

(6) 割当国（予定）：

バハマ、ホンジュラス、ヨルダン、エジプト、シエラレオネ、アルメニア、コソボ、ウクライナ（8 か国）

(7) 対象組織：省エネを担当する部局の行政官・公社職員・民間企業等。

(8) 研修員資格要件：

- 1) 自国の政府から所定の手続きに従って推薦を受けること。
- 2) 省エネ政策を策定/促進/実行する政府及び公的機関等における責任者レベル。
- 3) 中央ないし地方レベルにおいて当該政策およびエネルギー需要・供給について幅広い知識を有し、議論を行うことができること。
- 4) 当該分野での経験を3年以上有すること。
- 5) 大学卒業もしくは同等の学歴を有すること。
- 6) 研修で使用する言語につき十分な語学力を有すること。
- 7) 研修に耐え得る健康を有すること。
- 8) 妊娠中の者は潜在的なリスクを考慮して応募を推奨しない。

(9) 上位目標：省エネルギー政策提案能力が向上される。

(10) 案件目標：日本の省エネ政策や技術に関する講義及び視察を通して、各所属先における課題が認識され、実情を踏まえた省エネルギー普及に向けたアクションプラン（政策提言を含む）が作成される。

(11) 単元目標：

- 1) 自国のエネルギー事情や省エネ政策が把握され、自国の問題点が理解される。
- 2) わが国の省エネルギー政策、省エネ法と省エネルギー推進活動が理解され、自国の省エネ導入状況との比較、適用可能性などについて検討される。
- 3) 実際の省エネルギーの具体的な対策や効果・利益が理解され、自国の状況との比較により、その違いや対策の適用可能性等が検討される。
- 4) 講義で学習した制度や視察・実習等を行った技術の活用を含めたアクションプラン（政策提言を含む）が作成される。

(12) 研修プログラム内容

本コースは、事前、本邦、事後の3つのプログラムから構成される。各プログラムの主要研修項目は以下のとおり。

1) 事前プログラム（来日前）

研修員が自国の課題について理解を深め、参加目的を明確化することを目的としてカントリーレポートを作成し、提出する。

2) 本邦プログラム（2020年8月17日～2020年9月26日予定）

① カントリーレポートの発表と討議を通じて、自国及び参加国の課題について理解を深める。

② 以下の内容を含むプログラムを実施する。

・世界のエネルギー動向・省エネの意義を知る

・自国の現状・課題を知る

・課題解決のための日本からの学び(東京視察含む)：エネルギー統計システム、大都市における省エネ対策等

・課題解決のための日本からの学び：日本の政策、主な技術、トレンド、

・省エネにかかる政策立案：演習を通じて、政策を立案する。

(13) 研修実施方法

3) 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるように工夫する。また、JICAの有する技術協力コンテンツ等の研修教材を積極的に活用しながら講義を進める。

4) 討議

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。そのために、活発な議論を導くことができるよう工夫する。

5) 演習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つ内容とする。

6) 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに、関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。

7) レポート作成・発表

以下に示す各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深め、研修員の帰国後の問題解決能力を高めるよう配慮し、あわせて帰国後に具体的な実践の取り組みが推進されるように努める。

- ・ カントリーレポート
- ・ アクションプラン（政策提言を含む）

8) 研修付帯プログラム（JICA側が主に実施するプログラム）

① 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

② ジェネラルオリエンテーション（日本文化理解）

日本の歴史や社会について概要を紹介し、研修員の日本文化理解を促進する。

③ プログラムオリエンテーション

技術研修の開始に際し、JICA事業の中の研修事業、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

④ 評価会

研修の終了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。

⑤ 閉講式

2. 業務の範囲及び内容

案件目標及び単元目標が達成されるよう、具体的には以下業務を行う。

(1) 研修実施全般に関する事項

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積及び経費処理
- 3) 研修員選考会への出席
- 4) JICA 中国その他関係機関との連絡・調整
- 5) 研修監理員との調整・確認
- 6) コースオリエンテーションの実施
- 7) 研修の実施・運営管理とモニタリング
- 8) 研修員の技術レベルの把握
- 9) 各種発表会の実施(研修員が作成した発表資料データの取り付け・管理と配布資料の印刷等を含む)
- 10) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- 11) 研修員からの技術的質問への回答
- 12) 単元目標・案件目標の達成度確認
- 13) 評価会への出席、実施補佐
- 14) 閉講式への出席、実施補佐
- 15) 反省会資料の作成、及び反省会への出席と議事録の作成
- 16) 講義、演習、見学の評価・分析
- 17) 一般来訪者の施設見学等、市民参加協力事業に関連した業務への協力
- 18) その他、国際協力理解、民間連携等 JICA 中国が推進している業務への協力
- 19) JICA 中国への講義テキスト・各種レポート等提出(原本及びデータ)

(2) 講義、演習、討議の実施に関する事項

- 1) 講師・実習先の選定・確保
- 2) 講師への講義依頼文書等の発出
- 3) 講義室及び使用資機材の確認・手配
- 4) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
- 5) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 6) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認および著作物利用承諾書取り付け
- 7) 研修員からの著作物の利用条件同意書の取り付け
- 8) 講義等実施時の講師への対応
- 9) 講師謝金の支払い
- 10) 講師への旅費及び交通費の支払い
- 11) 講師（ないし所属先）への礼状の作成・送付

(3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- 1) 見学先の選定・確保と見学依頼文書あるいは同行依頼文書の作成・送付
- 2) 見学先への引率
- 3) 見学謝金等の支払い
- 4) 見学先への礼状の作成と送付

以下は、上記（1）～（3）に加えて行う業務

(4) 事前準備/事前プログラムに関する事項

カントリーレポート内容の分析及び同レポート精度向上のための来日予定研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整

(5) 事後整理に関する事項

- 1) JICA 中国、他関係機関との連絡・調整
- 2) 研修実施結果の評価・分析と改善策の検討
- 3) 業務完了報告書（教材の著作権処理結果含む）及び経費精算報告書の作成

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書各 1 部を別に定める期日までに提出する。

4. その他

- (1) JICA 中国は、研修実施の運営にかかる通訳等の支援業務、研修員等の研修旅行の手配については、原則、機構或いは 機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。
- (2) 本邦プログラム期間の半分以上の日数は、JICA 中国が所管する中国 5 県（広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県）に滞在すること
- (3) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細について変更される可能性がある。
- (4) 本業務は 2020 年度～2022 年度までに実施する計 3 回の研修コース全体を対象とする。ただし、契約は年度毎に締結するものとし、2021 年度以降の契約については、発注者・受注者で契約条件等につき協議のうえ、締結する。

以上